

# 第3回裁判の迅速化法に関する検討会 議 事 録

第1 日 時 平成26年3月13日（木）自 午後1時00分  
至 午後2時56分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 議 題

- 1 開会
- 2 論点整理について
- 3 論点第2について
- 4 論点第3について
- 5 次回の予定、閉会

第4 出席委員等 長谷部座長，大谷委員，大野（勝）委員，大野（顕）委員，川上委員，  
久保委員，丹野委員，中尾委員，二島委員，矢尾委員，佐々木関係官

○**鈴木参事官** それでは、予定の時刻となりましたので、裁判の迅速化法に関する検討会の第3回会議を始めさせていただきます。

進行は、長谷部座長にお願いいたします。

○**長谷部座長** 本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。事務局から確認をお願いします。

○**鈴木参事官** 本日皆様のお手元にお配りしておりますのは、資料1から3までの3点となります。

資料1は、前回の検討会でお示しいたしました論点整理（案）につきまして修正を加えたものでございます。資料2と資料3は、これまで行われてまいりました制度上の取組についての説明資料になります。いずれも詳細は後ほど御説明させていただきます。

○**長谷部座長** よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

前回、当検討会における議論の進め方に関して、事務局から論点整理（案）を示していただき、皆様から御意見を頂いたところでございます。

論点整理に関して、今回事務局から資料1が配布されていますので、まずはこの説明をお願いしたいと思います。

○**鈴木参事官** それでは、御説明いたします。

資料1は、前回、今後の議論の進め方の叩き台といたしまして配布させていただきました論点整理（案）につきまして、前回の検討会で委員から頂きました御意見を踏まえまして修文を行ったものでございます。

資料1の4ページ、こちらを御覧ください。

前回の論点整理（案）におきましては、「第2 迅速化に向けた取組」におきまして、四角で囲まれた部分に「迅速化法の意義、位置づけを踏まえ」と記載した上で、第2の1において迅速化法の基盤整備法としての性格について説明を記載しておりました。この点に関し、前回の検討会におきましては「第1 迅速化の現状」におきましても、迅速化法の意義、位置づけを踏まえた上で現状を評価するということがあることから、「迅速化法の意義、位置づけを踏まえ」との記載を論点整理（案）の第2の所だけではなく、1ページ目の第1の所にも記載したほうがよいのではないかという御指摘を頂いたところでございます。

そこで、この御指摘を踏まえまして、今回お配りいたしました資料1におきましては、1ページの「第1 迅速化の現状」の四角で囲った部分に、「迅速化法の意義、位置づけを踏まえ」との記載を追加した上で、その下の1に迅速化法の基盤整備法としての性格の説明、これは前回配布した論点整理（案）では「第2 迅速化に向けた取組」の1に記載されたものですが、これを挿入いたしております。そのため、第1の項番号を以下一つずつ繰り下げ、また新しい項番号の5の所にも、迅速化法の基盤整備法としての性格を踏まえる旨の記載を追加しております。さらに、4ページの「第2 迅速化に向けた取組」の1については、迅速化法の基盤整備法としての性格の説明を既に第1の1におきまして記載をしているために、重複を避けるべく記載を簡略化してございます。

既に論点の第1につきましては、前回に御議論いただいているところでございますが、改めてこの資料1のような論点の整理に基づいて、今後の検討を行うことにつき、委員の皆様

方にお諮りしたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

**○長谷部座長** ただいまの御説明について、御質問や御意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、今後の当検討会の議論は、この論点整理に基づいて進めていくということで、御了承をお願いいたします。

それでは、本日は論点の第2という4ページの所でございます、迅速化に向けた取組から検討に入りたいと思います。

まず、事務局から論点の説明をお願いします。

**○鈴木参事官** それでは、御説明をいたします。

資料1を御覧ください。4ページの「第2 迅速化に向けた取組」の四角で囲まれている部分を御覧ください。

ここで御議論いただきたいテーマといたしましては、迅速化法の意義、位置づけを踏まえて、これまでに裁判の迅速化及びそれに向けた基盤の整備について、どのような取組がされてきたのかということでございます。

まず、1は迅速化法の意義、位置づけに関する記載ですが、先ほど御説明いたしましたとおり前回の論点整理（案）に修文をしたために、具体的な内容は1ページの第1の1にございますので、そちらを御参照ください。迅速化法は、2条1項におきまして、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判の手続もできるだけ短い期間内にこれを終局させるという目標を定めた上で、充実した手続の実施と、これを支える制度及び体制の整備、すなわち運用面における関係者の取組と、制度・体制の整備という総合的な方策を実施することによって裁判の迅速化を図るという基本的な枠組みを示しております。また、迅速化法2条2項において、裁判の迅速化に係る制度・体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的態勢の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の態勢の整備等によって行われるものとされています。これを受けて、迅速化法3条と4条は裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定・実施する国の責務と施策を実施するために必要な法制上、財政上の措置等を講ずる旨の政府の責務を定めているところでございます。こうした条文の構造から、迅速化法は、基盤整備法としての性格を有していると理解することができるとされております。

続きまして、4ページの第2の2でございますが、実際に迅速化法の施行以前から、裁判所や弁護士会におきまして、審理の充実や迅速化、更には社会全体での合理的な紛争解決を実現するための種々の取組が行われてきたほか、制度面におきましても種々の法改正が行われているところでございます。

前回の検討会におきましては、各委員からこの点の取組について幾つか御紹介がありました。民事事件につきましては、何がその事件の中心的な争点であるかを的確に見極め、その争点について集中的な人証の取調べ等の充実した審理をした上で、早期に判決や和解の勧誘をするという訴訟運営といった御意見ですとか、平成8年の民訴法改正と平成10年のその施行前後からの運用改善というような御指摘、それから弁護士が地方公共団体等の社会基盤とも連携しながら、潜在化していた紛争を法的解決につなげるための態勢強化の前進などの点が指摘されておりました。

刑事事件につきましては、特に否認事件につきまして迅速な事件処理に対する意識の醸成と、それを背景にした実務上の取組、裁判員裁判の公判前整理手続に関する法曹三者の検討会や、裁判所内での検討作業など、それから公判前整理手続に関しまして、証明予定事実記載書類の早期提出、早期に間隔を詰めた三者の打ち合わせを重ねること、検察官の早期の証拠の任意開示、審理日程の早い段階での仮予約などの運用・工夫、そのほかに公判前整理手続や期日間整理手続における争点の整理と計画的な審理の実践、更に日弁連の委員会における検証等における若手弁護士の底上げ、OJTの工夫、更に裁判員以外の事件につきましても裁判員裁判の例に倣い、事前の打合せを行い審理日程もなるべく詰めて短期間でやるなどの運用・工夫などが指摘されてございました。

家事事件につきましては、家事事件手続法の理念に沿った家事調停の充実に向けた取組、そのほか、家事事件に弁護士がこれまで以上に関与していることなどが挙げられてきたところでございます。

最後に第2の3でございますが、先ほど申し上げました迅速化法の基盤整備法としての性格を踏まえ、大体御紹介したような取組など、これまで行われてきた迅速化に向けた取組についてどのように評価をするのか、御議論を頂きたいと思っております。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

それでは、検討に入りたいと思っております。ただいまの資料の第2の3番目の所に「前記のような迅速化法の基盤整備法としての性格を踏まえ」という、そういう文言がございますけれども、この点につきましては前回の検討会でも御指摘があり、これは共通の認識にはなっていると思うのでありますけれども、この点についての意見交換を十分に行ってきたかというところではないようにも思いますので、本日はまず、この基盤整備法としての性格を含めまして、迅速化法の意義、位置づけといったことについて、委員の方々の御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

では、中尾委員。

**○中尾委員** 迅速化法が基盤整備法としての性格を有すること、これは前回も申し上げたのですが、今日議論される民訴法改正の流れとの関連で、その意義を若干補足したいと思います。

平成8年改正までの民事訴訟の実情というのは、五月雨式とか、あるいは漂流型といわれた審理が常態化して、審理が長期化するという問題を抱えていたと思っております。それを民事訴訟の手続、運用面から改善しようとしたのが平成8年改正であったし、また、その施行前後から裁判所、弁護士会で取り組まれた運用改善に関する動きであったと思っております。

その流れはその後、司法制度改革審議会意見書の提言、それに基づく平成15年改正へと続いて、その結果、前回も申し上げましたが争点整理、集中証拠調べを柱とする手続、運用面の改善が進んで、全体的な姿としては審理の長期化はおおむね解消されるなど一定の成果があったとあってよいと思っております。

しかし、こうした流れは飽くまでも手続、運用面の改善が中心で、民事訴訟を支える制度・体制の基盤整備からの改革・改善の観点極めて弱かったのではないかと感じております。

このような状況の中で、平成15年に迅速化法が施行されたので、弁護士会も当初は、また審理の効率化、迅速化を加速しようとするのかということなどで警戒したのですが、実はそうではなくて、この法律は飽くまでも民訴法改正等に伴う改革・改善の流れに欠けていた、あ

るいは弱かった制度・体制の基盤整備からの改革・改善を打ち出した画期的な法律であったことが次第に分かってきたのだと思います。

したがって、この迅速化法の今日的な意義というのは、これまで取り組まれてきた民訴法改正を軸とする民事訴訟の手續、運用面での改革、改善と一体的、総合的に基盤整備の観点から民事訴訟の充実・適正・迅速化を推進するための根拠法として、これからますます重要な役割を果たすのではないかと、そのように感じておりますので補足させていただきました。

○長谷部座長 どうもありがとうございます。

ただいまの点、あるいはそのほかの点でも、何か御意見はありますでしょうか。

それでは、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していること、それは、制度・体制の基盤を充実すると、そういった意義を有しているということを前提としまして検討を進めていくということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、その迅速化に向けた取組について検討を進めていきたいと思えます。

迅速化に向けた取組としては、大きく分けて、制度面のもの、裁判に関する運用面のもの、そして社会基盤の整備に関するものが挙げられると思えます。そこで、まずは論点整理の第2の2にも記載されているとおり、これまで制度面に関して種々の法改正が行われてきておりますので、この点について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○小林参事官 民事局の小林でございます。裁判の迅速化に向けた取組の一つとして、民事裁判手續及び家事事件手續に関する立法の状況について御紹介いたします。

お手元の資料2を御覧ください。この資料は、民事事件関係、家事事件関係における立法のうち、この検討会での議論に資すると思われるものを選び出して取りまとめたものでございます。

民事訴訟においては、原告が求め、これに対して被告が争う部分について証拠調べをし、裁判所の判断がされる、こういった形で手續が進行しています。しかしながら、争点の整理が遅延したり、あるいは証拠調べを始めた後で争点の整理が十分でなかったことが分かり、改めて主張の応酬が始まるといったことでは迅速な裁判は実現されません。

中尾委員の御指摘にもありましたけれども、こういった審理の在り方は五月雨型審理とか漂流型審理などとも呼ばれてきました。こういった民事訴訟に対しては、時間がかかりすぎるといった指摘や、社会の状況の変化に適合させる必要があるのではないかとといった指摘がされ、また裁判所、弁護士会において行われた民事訴訟の運用改善の取組が一定の成果を上げていたことなどから、民事訴訟法の全般的な改正を求める声が高まっておりました。

こういった状況を受けて、平成8年に現行の民事訴訟法が制定され、平成10年に施行されております。同法では争点及び証拠の整理のための手續を整備することによって、民事訴訟における審理の充実と促進の下支えを図っております。

さて、近年の科学技術の革新、社会経済関係の高度化、国際化に伴いまして、民事紛争のうちでも争点が多岐にわたる複雑なものや、その解決のために専門的な知見を要するものが増加しているといわれております。

平成15年の民事訴訟法の一部改正では、計画審理の推進、専門委員制度の新設、鑑定手續の改善、特許権等に関する訴訟における管轄の集中や専属化、こういったことを行い、また簡易裁判所の機能の充実、訴えの提起前における証拠収集手段の整備といった法整備を行っております。

次に、労働契約の存否等の個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争については、平成16年制定、平成18年施行の労働審判法によって従前にはない新しい手続が設けられています。労働関係に関する専門的な知見を有するものから任命される労働審判員2名と裁判官1名からなる合議体が審理を担当し、調停又は審判によって迅速、適正かつ実効的な紛争の解決を図っています。

最後に、家事事件の分野におきましては、平成23年5月に成立した家事事件手続法の制定が挙げられます。家事事件手続法は家庭裁判所における家事審判及び家事調停の手続を定める法律でありまして、それまでの家事審判法に替えて、手続法として備えるべき基本的な事項や当事者の手続保障に関する規定を整備し、また家族をめぐる事件が複雑化、多様化していることを背景に、手続をより明確で利用しやすいものにするなどことを目的として制定されたものです。

裁判に持ち込まれる民事紛争には様々なものがあります。裁判が実現すべき価値も迅速だけにはとどまらないところですが、少なくとも重要な価値の一つであります裁判の迅速を各種の手続法がどのように下支えをしているかといった観点から、その幾つかを取り上げ御紹介した次第です。

以上でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

ただいま、民事及び家事の関係の制度面の取組について御説明を頂きました。刑事につきましてもまた後ほど、制度面のところから御説明いただきますけれども、取りあえず民事に関して、制度面の取組と、運用面の取組というのは非常に関連しております。このことについては御異論のないところかと思しますので、いまの制度面の御説明に続いて関連する運用面の取組についての実情もお聞きした上で、委員の皆様から御意見を頂き、御議論いただくという、そういう進行としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

運用面については、こちらもこれまで種々の取組が行われてきております。先ほど事務局からの説明にもありましてとおり、前回の検討会でも各委員からお話しを頂く中で幾つか話題に上がったものがございました。今回もまた改めまして運用面の取組につき、実情を伺えればと思っております。

また、その中で制度面の取組とも関連したお話しを頂ければ、その後の議論に大変有益かと思っております。

それでは、民事関係の運用面の取組について、いかがでしょうか。御発言いただけますか。

矢尾委員、お願いします。

**○矢尾委員** 前回の検討会でも述べさせていただきましたけれども、民事訴訟については現在長期的に見ますと運用改善の努力が積み重ねられてきた結果、争点中心の充実した審理が相当程度実践されていると言えらるかと考えております。

もっとも、近時においては過払金訴訟の急増による負担増や、事件の質的な変化、複雑困難化といった事情によって過払金訴訟以外の事件の審理においても期日の回数を若干重ねるなどの影響が生じている面があるということは否定できないと思われまして、また、現行の民事訴訟法が施行されてもう10年以上が経過しておりますので、その間の世代交代も進んでいるということもありますので、運用改善の努力というのは今後も不断に継続して行われていく必要があるかと考えております。

現在、過払金訴訟が減少し、事件数の動向に落ち着きが見られる状況でもありますので、これまで築き上げられてきた審理運営の基本的な技法をこの時点で再確認し、時代に応じたものへと一層の改善を図り、これを裁判官の間で承継、共有をするということを考えるべき時期に来ているというように思われます。

そこで、いわゆる通常事件を担当しております民事通常部での運用を中心に、具体的に審理の充実化、迅速化に向けた取組の状況を幾つか具体的に紹介させていただきたいと思えます。

まず、一つ目ですが、争点中心の審理運営による手続を充実させるという取組の状況を紹介させていただきます。争点整理を充実したものとするためには、単に書面を期日でやり取りするというだけでなく、期日における口頭での議論を積極的に行うことによって期日でのやりとりを充実したものにする必要があるということは、異論のないところだろうと思えます。

そして、そうした争点整理の運用は実務に相当程度浸透しているということができると思えます。期日における口頭での議論を活性化させるためには、当事者双方と裁判所がそれぞれの役割を十分に果たすということが必要で、当事者ないしその訴訟代理人においては事前に証拠の収集、当事者本人等からの事情聴取を十分に行い、準備書面、書証を期日前の一定の期限までに提出した上で、期日で活発に議論するということが必要でありましょうし、裁判所においてはそのような議論の過程で適切な釈明権の行使や心証開示を行うことによって議論を整理し、争点を的確に見極めていくということが必要であると思えます。

このような口頭での議論あるいは裁判所による釈明権の行使、心証開示によって、当事者の訴訟活動を活性化、充実化させて争点整理を進めるということの重要性については、裁判官の間にも広く浸透していると思えますし、訴訟の進行を管理して計画的に審理を進めるということのプラクティスについても意識的な取組がされているとあってよいと思えますが、このような取組は世代の交代ということを超えて継承されるように、継続して行われていくべき取組であろうと思えます。

二つ目が、専門的知見が必要な訴訟への取組の状況という点です。医療、建築、知財等のいわゆる専門部以外の通常部の事件でも、例えばIT関係の訴訟、機械、土木等に関する訴訟の審理には専門的な知識が要求されます。このような事件で専門委員を選任して説明を受けたり、あるいは専門委員の立会いを得た上で双方当事者の技術担当者による技術的な点についての説明を受ける説明会のための期日を設けたりするということが実際に行われております。このようにして、裁判所の事案に対する理解を深めるという工夫が行われております。

また、専門性の高い代理人が当事者に付いている場合には、期日での口頭での釈明とか準備書面の記載の工夫、あるいは専門家証人の尋問などによって効果的に専門的知見を裁判所が獲得できるようにする、その上で事案の問題点を的確に理解できるようにする、そういった工夫がされております。

三つ目ですが、これは適切な事件については合議体による審理を積極的に活用するという取組が行われているという点です。現在、東京地方裁判所においてですけれども、通常部の裁判官の数を増やすなどして部の態勢を強化し、より多くの事件を合議体で審理することによって、より質の高い審理を実現するための環境の整備が進められております。

このような運用は当初、東京地裁の中の一部の通常部において行われていたものですけれ

ども、東京地裁の中で徐々にそのような態勢をとる部が増加しておりまして、現在では通常部の大半に広がっている状況にあります。

これらの部では、複雑困難な事件あるいは専門的知見を要する事件のように、これまでいわゆる典型的な合議相当事件とされていたものだけでなく、例えば一見すると個人対個人の訴訟で訴額もそれほど大きくなく社会的注目度も大きいというわけではないけれども、裁判所の判断が示されると同種紛争への波及効果が大きいと考えられるような事件についても合議体で審理するということが意識的に行われており、実際に東京地方裁判所では民事第一審訴訟事件全体の既済事件の中に占める合議事件の割合がここ数年増加する傾向にあります。

四つ目ですが、部での議論を通じた裁判官の意識の向上という面での取組の状況を御紹介いたします。

年代や経験の異なる裁判官同士が、個々の事件の処理や訴訟運営の在り方について、日常、様々な角度から議論をするということは、これまで築き上げられてきた審理運営の基本的技法について一層の改善と裁判官の間の共有化を図っていく上で大変重要なことであると考えております。

御承知のとおり、裁判所には裁判長から若手裁判官が所属する部というものが設けられており、この部を一つの単位として事件処理に当たっているところでして、同じ部に属する裁判官が合議事件の審理を通じて事件処理の経験を積むことに加え、裁判官同士の議論を活性化、活発化することで合議事件に限らず意見交換を行ったり、訴訟運用上の工夫や経験を伝えたりすることによって争点整理の技法なども承継することが可能になっていくと考えられます。このような部の役割や機能を意識することも重要であると考えられるところでありまして、そうした認識が徐々に裁判所の中にも浸透しつつあるのが現状であると考えられます。以上でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

いろいろ重要な御指摘を頂いたと思いますけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

どうぞ。

**○中尾委員** 矢尾委員のおっしゃったことに重なる部分もあると思いますけれども、先ほども触れましたが、これまでの民訴法改正とか運用改善によって民事訴訟の現状は全体的に見れば審理期間の長期化はほぼ解消しており、また前回申し上げたとおり人証調べが行われた事件の97%以上で集中証拠調べが実施されているということは、言い換えるとその前段階の争点整理手続がそれなりに機能しているのではないかと考えております。

したがって、今後の運用上の取組課題としては、こうした統計データに見られる運用面の姿の背後にある民事訴訟の質的な側面での実態を実情調査といった実証的な手法によって掘り下げて検証し、とりわけ訴訟の帰すうをほぼ決定づけるといってよい争点整備手続が充実・適正という観点から十分機能、活性化しているかどうかを、あるべきプラクティスを念頭に置きながら点検していく作業、これが重要だと考えております。

では、あるべきプラクティスとは何だということですが、これは矢尾委員のおっしゃったように争点整理手続で事前に提出された十分な主張・証拠に基づき、当事者双方代理人である弁護士、裁判官の三者間で口頭での活発かつ率直な議論が行われ、争点の明確化につき共通の認識を得た上、主要な争点を軸とした集中証拠調べが行われる。これがあるべきプ



ラクティスだと考えております。

その観点からすると、まず弁護士側の課題としては、先ほど矢尾委員がおっしゃったように例えば期日の数日前に準備書面等を提出するという基本的な実務慣行、これがまだ徹底されていないところがあるということや、争点整理手続での口頭議論についても依頼者とか相手方代理人との関係で自由に発言することをちゅうちょしたり、裁判官の心証に影響を与えるという不安感等から、いわゆる「乗り降り自由な議論」ができない実情が指摘されております。こういった実情を踏まえて、新たな運用改善が検討されて、共有化されるべき段階に来ているのではないかと思います。

また、裁判所、裁判官側としては、最高裁の第4回検証報告書で指摘されたような繁忙な執務環境を裁判官の増員等によって解消し、裁判官の手持ち事件数を減らし、時間的、精神的余裕を持って争点整理手続を運営できる環境整備が必要であって、まだ、先ほど合議率は上がっているというふうにおっしゃいましたけれども、全国的に見ればまだ低調な合議率を更に引き上げて、複雑困難な事件については合議体を活用して、争点整理手続の活性化を図り、審理を充実・迅速化させる態勢をより整備・拡充する必要があると思われま。

専門訴訟の関連で言いますと、医事関係訴訟については訴訟前の段階での医療機関と患者との対話促進とか、あるいはカルテの早期開示等のいわゆる紛争予防の仕組み、これが前進しつつあるのですが、訴訟になってからは特に地方において裁判所での鑑定人の選任に苦勞している実情があったり、あるいは我々当事者代理人の弁護士側でも協力医の確保というのがまだまだ難しい状況にあります。

建築関係事件は、特に建築瑕疵が争われる訴訟の場合では、当事者側でも詳細な瑕疵一覧表を建築士等の専門家の協力を得て作成するといった重い負担を強いられている状況にあります。付調停事件では裁判所選任の専門委員が活用され一定の成果を得ているのですが、むしろ建築関係事件は保険制度等の紛争予防のための社会的基盤の整備、これが急務だと考えております。

労働関係事件は、労働審判制度が成果を上げていて、今後一層の拡充が大きな課題であるのですが、現在実施されている本庁の裁判官あるいは審判員の態勢整備、これを更に進めるほか、支部では立川、小倉の2支部しか今実施されていませんので、それ以外の支部への拡充というのが重要な課題になっていると思われま。

以上です。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

お二方の委員の御指摘で、例えば合議体による審理を増やすことによって審理を充実する、あるいは適正化するという、そういう効果があると。その上に更に合議体の中で議論をする、あるいは合議体に限りませんが裁判官同士で議論することによって事件処理についての経験を継承するという、そういった取組が行われているということでありましたが、典型的な合議事件だけではなく他の事件についても合議事件を増やしていくということですが、典型的な合議事件と、それ以外のものについて、少し具体例を出していただけませんか。

**○矢尾委員** 典型的な合議事件といたしましたのは、何か共通の認識が裁判所の中にあるというよりは、合議にされることが多い類型ということで申し上げたもので、具体的な基準でいうと、私の理解するところでは、当事者が多数である事件、訴額が多額である事件、内容的に争点をたくさん含んでいる事件、専門的な知見を要する事件、社会的な注目を集める事件と

というようなものが合議に付されることが多かったかと思います。他方、それらのいずれにも該当しない事件の中でも、例えば消費者契約関係事件のように事件としては訴額が小さくて当事者も個人対個人で社会的注目を集めているというわけではないけれども、同種の紛争が潜在的にはたくさんあって、裁判所の判断が示されればほかに同種紛争の解決に影響を及ぼし得るような事件というのもあると思います。そういった事件だけに限られるわけではないですけれども、例えばそういったものを意識的に合議に付するというので、より慎重に多面的に事案を検討して審理し解決していくということが意識されているということでございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。具体的な事件処理の実情など明らかになってきたかと思えますけれども、ほかの委員の皆様、何か御意見、あるいはこれまで行われているこの取組についての評価など、御意見頂けますでしょうか。

どうぞ、大野委員。

**○大野（顕）委員** 引き続きユーザーとしての視点というような所で、今までの御発言の中にも含まれている部分と含まれていない部分、両方の観点から意見を述べさせていただければと思います。

一つは、データあるいは前回までに御紹介いただいたデータ、あるいは皆様のお話の中で過払金返還訴訟というのが非常に急増して、これが裁判所を含めた司法システム全体を非常に圧迫したというお話がございまして、それがやはりいろいろなところに、結局はそのほかの案件にもいろいろな形で影響したのではないのかということでした。

これはおそらく、実際には裁判所等々法曹界の方々の中で相当に御尽力されて御苦労されて、影響が余り出ないようにされて、その程度でおさまったということではないかと思えますけれども、そういう非常に特殊な案件が急増すると、やはりいろいろな問題が出て来るのではないかと心配するところです。過払金返還訴訟そのものは峠を過ぎたというふうなことだとは思うのですけれども、こういう事態というのが例えば将来的にまた起きたらどうするのだろうかというようなことをちょっと考えますと、やはり何かそういうものに対応する仕組みが必要ではないかと思うところです。例えば原子力損害の関係での紛争処理の組織など他のいろいろな仕組みがありますけれども、結局ADRを活用すべきという話なのかもしれません。もちろん、ADRの手続を使うことは強制できないわけですが、そちらに誘導することで、結果的には一つ一つの案件の公正かつ迅速な解決、かつ、裁判所全体としても効率的かつ健全な運営が維持できるのではないかと思います。ではそれを急にできるのかどうかというと、それはちょっと難しいのだろうとは思いますが、平時においてADRのようなものに誘導できるようにしておいて、実際に特殊な案件が急増してきたときには機動的にどうぞこちらへというようなことにするとか、何かそういうことを考えられないものかと思っております。

つまるところ、結果的にデータで見て、あれほど急激に案件が増えるというのは、受け入れる裁判所としては、尋常な状態ではないことも明らかでございますので、これは制度的な仕組みの問題かつ運用上の問題でもあるかもしれませんが、あえてそういう工夫はあってもいいのではないかなというところでございます。それが一つ、この過払金返還訴訟の急増ということをとらまえて、思ったことでございます。

それからもう一つ、争点整理が非常に重要なのだということで、これは私ども裁判制度の

ユーザーとして裁判を後ろで座って見させていただいている中でも、昔に比べると迅速化に効果的に機能しているなどは思うところでございます。若干ちょっとその辺りについて意見を述べさせていただければと思います。

結局、ここでいう迅速化というのは拙速化ではないのだということをごさいます、そのために「とにかく争点整理ありき」ということではないと思うわけでございます。例えば、これは非常に素人的な発想かもしれませんが、ある事件で、裁判所が争点整理を主導する中で、裁判所の方から、原告さんの方でこういう主張もあり得ると思うが、これは主張しないのですかという話をされたことがございます。これは素人的に聞くと、何か原告が主張していないことについてあえて裁判所が知恵を付けているという感じにも見えなくはない。これは民事訴訟というのは基本的には当事者主義で行うという建前との関係で疑問が生じるところです。迅速化はもちろんやらないといけないことではあるのですが、その辺りについて結局、目的を間違えないといいたいでしょうか、何のためにこれを行っているのかということについて、それが結局単に迅速化ではなくて裁判の適正、充実を目指すという全体の中での制度なのだということで、そこの配慮はしていただきたいと思うことが一つございます。

これとは逆の事例で、これもまあ、余り指摘するのも申し訳ないぐらいちょっと極端な例かもしれませんが、以前、当事者が多数いて論点も多岐にわたった訴訟で、裁判所から、当事者にて論点整理表を作ったらどうだと、こんな話があったというようなことがあって、これは結果的には当事者側の弁護士さんのほうでたくさん仕事が発生して報酬が膨らんだということがございました。それはそれで仕方がなかったのかもしれませんが、そこまで当事者が勝手にやれということなのか、ちょっと違和感のあった所をごさいます、結局、裁判所としての訴訟手続の主導ということと、当事者との協力という部分で言うと、それこそ中尾委員がおっしゃったようにまさに協力して制度の趣旨を理解してやっていくのだと、そういうことなのだと思っております、やはりあくまで最終的な目的は何なのかということを見失わないようにしないといけないのではないかとございます。

それからもう一つ、基本的には同じ観点の話ですが、以前、これもまた極端な事例かもしれませんが、同じ原告が国内と海外で二重に訴訟を提起した事件がありました。これは非常に複雑で外国法の話と日本法の話が絡む事案だったのですが、そのときは日本の裁判所から最初は、却下するかもしれないといった言及があって、その後、却下は多分訴訟法上できないということだったと思うのですが、取り下げてはどうかというような話が出てきました。結果的にはその件は、並行して行われた外国の裁判所が中間的な判決を下して、「日本の裁判所で日本法の下に判断されるものである」との判断があったと、こんな事例がありました。これは迅速化と関係するのかどうか分からないのですが、若干うがった見方をすると、非常に複雑な事件で、そのために裁判手続が滞留していくことへの懸念のようなものがあって、そういうことを理由に結果的に何か裁判所の進行をゆがめた可能性はなかったのかということを実は思ったことがあります。

これは非常に特殊な事例であるということは認識しております、私が思ったのは単なる誤解だったかもしれないと思うのですけれども、結局その辺りも、説明の問題なのかもしれませんが、ユーザーからはそういう見方をされることもあるということです。繰り返しますが、やはりただの迅速化ではなくて、裁判の公正・充実と迅速化とあいまっての発展というのがやはり一番ユーザーとしては好ましいと思うところでございます。

以上でございます。

**○長谷部座長** 広範囲にわたる重要な御指摘をありがとうございました。

第1点のADRへの誘導なども考えられるのではないかと御指摘は、非常に広い問題でありまして、紛争処理を裁判所内とするものと、それから裁判所外、あるいは社会のいろいろな仕組みで解決するものがあり、それぞれをどのように振り分けていくかという非常に重要な問題だと思います。なかなか一朝一夕に答がでる問題ではないと思うのですが、非常に重要な御指摘かと思えます。

それから2番目の争点整理について、当事者主義の下で当事者がすべきではないかという考え方と、先ほど矢尾委員から、争点整理について裁判所と当事者双方がそれぞれの役割を果たすべきと、そういう御指摘をいただきましたけれども、その辺り、それぞれの間でどのように役割を分担していくかということは、事件によって違うのかなという感じがいたしまして、事件によっては、当事者のほうで主体的に動いてもらったほうが良いということもありますし、裁判所のほうで主導的にしたほうが良いという、そういうこともあるのかもしれないと私などは思う次第でございます。

それから、最後の点は国際裁判管轄の関係の問題かと思えますけれども、これに関しては平成23年に民事訴訟法の改正がありました。御指摘の国際的訴訟競合、外国と我が国とで事件が並行して行われている場合の処理をどうするのかということについても、従来から議論があったところでありますが、外国の裁判所に訴訟が係属しているという一事をもって我が国での訴え提起を不適法とするという、そういう法制をわが国は採用せず、外国裁判所での審理の状況等によりましてはそちらを先行させたほうが良い場合もあり、また逆の場合もあるというように、やはり事件によっていろいろな事情があるので、それを考慮していくということなのかなと思えます。

この国際裁判管轄に関する法改正が行われたのは最近のことですし、これからもいろいろな事件が上がってきて、また判例法なども出来ていくという、そういう新しい分野であると思えます。

あとは、いかがでしょうか。

では、丹野委員。

**○丹野委員** ADRのお話が出ましたのでちょっと申し上げますが、私がおります所、国民生活センターでございますが、国民生活センターは国民生活センター法に基づいて紛争解決委員会、ADRを実施しております。いわゆる行政型のADRでございます。

それから、私はついこの間まで法務省でADR法の検討会にも参画をしておりまして、あちらのほうはいわゆる民間のADR、解決サポートですか、あちらのほうのADRについて、鈴木参事官がおいでになります。その報告書の中でADRについては、今定着期に入りつつあるというような表現をいたしました。つまり、平成16年の法律によってADRが発足したんだけど、実際に全国各地に128ですか、128行われている民間ADRの処理件数を数えると、大部分が年間1桁。大きな所はたくさんやっているんだけど、窓口は開いているけれど実際に件数をそれほど上げているわけではない。ちなみに、翻って私どもがやっている国民生活センターの紛争解決委員会でも年間150件でございます。

そのレベルでお話を申し上げますと、確かに、紛争が起こった段階で、裁判に行く前に露払い的にADRを使いたいという国民のニーズはあるんだと思えますけれども、実際に民間A

DRでも、それから行政型のADRでも、やはり経費の問題などがありまして、到底今裁判所で行っている調停に及ばない扱い件数です。原発ADRはまた特殊で件数たくさんやってらっしゃいますけれど。

そういう意味で考えると、裁判所に何でも持ってくるのではなくてADRに行くべきものはADRに行ったほうがよろしいというのは、それはポリシーとしては大賛成なんですけれど、現実にはなかなかそれほど簡単にはまいらないのではないかと。実情そうではないかということをお願いして発言をいたしました。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

いろいろ御議論が出たようですので、そろそろ、刑事事件のほうにいてもよろしいでしょうか。

それでは、刑事事件につきましても制度面のところの御説明から始めて、運用面の取組ということを検討して行きたいと思っておりますので、まず、種々の法改正など制度面の取組について、事務局から説明をお願いします。

**○福嶋刑事局付** 裁判の迅速化に関する制度上の取組に関しまして、刑事立法につき、審理充実の観点も踏まえまして簡潔に説明させていただきます。

お手元の資料3、裁判の迅速化に関する刑事立法一覧というものを御覧ください。

まず、平成16年5月に成立し公布されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律ですが、これは当時、刑事裁判の充実と迅速化を図ることなど、刑事司法の改革が求められていた状況に鑑みまして、その方策を講ずるべく法改正がなされたものです。

具体的な内容としましては、公判審理に先立ち十分に争点や証拠を整理するために公判前整理手続や期日間整理手続を創設するとともに、その手続の中で検察官による証拠開示を拡充することとしました。併せまして、連日的開廷の確保、裁判所の訴訟指揮の実効性の確保、争いのない一定の事件について簡易迅速な審判を行う即決裁判手続の創設等について、所要の規定が置かれました。

また、被疑者、被告人の援助を受ける権利を実効的に担保するとともに、充実し、かつ迅速な刑事裁判の実現を可能とするという観点から、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入もなされました。

以上のうち、公判前整理手続、期日間整理手続や、それに付随する証拠開示に関する部分につきましては、平成17年11月から施行されまして、また、即決裁判手続と被疑者国選弁護制度につきましては平成18年10月から施行されました。

なお、そこに記載されましたような検察審査会法の改正も併せてなされているところです。

次に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、いわゆる裁判員法は、先ほどの平成16年、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案と同時に法案が国会へ提出されまして、国会審議を経て、平成16年5月に成立し公布されました。

裁判員制度、裁判員裁判におきましては、公判前整理手続が必要的とされておりまして、この点で手続の迅速化が図られているということに加えまして、一般市民である裁判員が街頭して行われる公判手続については裁判員の負担も考えまして、刑事訴訟法の改正により新設されました同法281条の6に則り、連日的開廷が原則というふうにされました。この裁判員法につきましては、平成21年5月から施行されております。

なお、裁判員法附則の第9条におきまして、法律の施行後3年を経過した場合において、

この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるとされていることなどから、法務省では平成21年9月から昨年6月まで、裁判員制度に関する検討会を設けて、そこで取りまとめられた検討結果などを踏まえ、昨年10月、法務大臣から法制審議会に対して裁判員法の一部改正に関する諮問が発せられ、昨年12月から法制審議会刑事法（裁判員制度関係）部会において審議がなされているところでございます。諮問の内容等につきましては、説明を割愛させていただきます。

次にまいりまして、平成19年6月に成立、公布されました犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律は、当時犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、刑事訴訟法や犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律、いわゆる犯罪被害者等保護法ですか、これらを改正しまして、一つ目に刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報の保護を図るための制度の創設、二つ目に公判記録の閲覧謄写の範囲の拡大、三つ目としまして犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設、四つ目ですが損害賠償請求に関して刑事手続の成果を利用する制度の創設について、規定等を整備するものでした。

この法律は犯罪被害者の保護という観点からの公判審理の充実を図ったということも言えるかと思えますけれども、先ほどの四つ目のいわゆる損害賠償命令制度の新設は、犯罪被害者等保護法を改正して一定の犯罪の被害者等が被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができることとしまして、申立てを受けた裁判所は被告事件について有罪の言渡しをした後、最初に開かれた口頭弁論又は審尋の期日におきまして、被告事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として4回以内の期日で審理を行い、被害者等の申立てについて裁判することとしておりまして、これは犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求についての紛争を簡易迅速に解決するための裁判手続の特例を定めるもので、紛争の迅速な処理に資するということが期待されていたということが出来るかと思えます。

この損害賠償命令制度につきましては、平成20年12月から施行されております。

簡単ですが、刑事立法の取組に関しましては、以上です。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

先ほどの民事の関係と同様に、刑事の関係についても、運用面の取組について実情を伺った上で、制度面、運用面併せて御議論を頂きたいと思えます。

運用面の取組につきまして、いかがでしょうか。

それでは佐々木関係官、どうぞ。

**○佐々木関係官** 刑事関係の実務運用上の取組につきましては、前回、大野勝則委員や大谷委員から詳細な御紹介があったところでございますが、私からはその補足という意味におきまして、裁判員裁判の運用を検証し、よりよい実務運用につなげていくための裁判所の取組について、幾つか具体例を紹介させていただきたいと思えます。

まず、裁判所では裁判員などの選任手続の運営の在り方や、審理、評議の進め方などの課題について、選任手続や裁判員裁判に参加した裁判員候補者、裁判員等を対象としたアンケートを実施しておりまして、そこで聴取した感想や意見、御要望などを収集して分析しその結果を実務運用改善のために活用しているところでございます。

また、最高裁判所には法曹関係者のみならず外部の有識者等も加わりました裁判員制度の

運用等に関する有識者懇談会が設置されておりまして、その助言の下に裁判員制度の実施状況を踏まえた実証的な検証を継続的に行っております。

そして、裁判員法附則9条は制度実施から3年経過後の見直しについて規定しているところですが、その趣旨も考慮して平成24年12月には裁判員裁判実施状況の検証報告書が公表されています。この報告書は、有識者懇談会の助言の下で行ってきた検証を基に、裁判員裁判の実施状況について多角的な視点から分析や検討を加えられたものとなっております。実務においても参考にされているところでございます。

なお、迅速化検証におきましても、第5回報告書概況編の143ページ以下にございますように、裁判員裁判の分析につきましては、この裁判員裁判実施状況の検証報告書から迅速化検証と関連する部分を引用する形で検証結果を示しているところでございます。

さらに、各種の協議会や勉強会に加え、司法研修所におきましても裁判官や学者に研究員を委嘱して、裁判員裁判の運用に関する司法研究が行われております。最近では裁判員裁判における第一審判決書、及び控訴審の在り方、裁判員裁判における量刑評議の在り方などをテーマとした研究成果が裁判官らに提供されており、実務運用の参考にされています。

今、御紹介しました取組につきましては、もとより網羅的なものではございませんが、裁判所ではこうした様々な検証や研究等を実施し、これを実務運用にフィードバックさせることで、よりよい実務運用の構築に向けた取組を行っているところでございます。

以上でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

そのほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、大野委員。

**○大野（勝）委員** それでは、東京地裁の大野のほうから、刑事のそれぞれの裁判所の内部での取組等がどのように行われているかについて、若干御説明をいたしたいと思っております。内容については大分前回にもお話しをいたしまして、事件については減少傾向にあるけれども複雑困難な事件はそう減っているというわけではない、かえって増えている印象であることとか、裁判員裁判を中心にしまして充実しつつも迅速、これを図るために法曹三者間で打ち合わせをしたり、あるいは書面や証拠の早期提出、そのような工夫を重ねているというのが現状であること。それから、長期化しやすい一般の否認事件についても、これらのやり方というのが浸透しつつあること。このようなことを前回お話しさせていただきました。

また、そこでお話ししたとおり、いろいろな事件の中でもやはり裁判員裁判を充実させ迅速化させる、これは公判前整理手続を中心にとということになりますが、これがほかの事件についても大きな影響を与えるポイントであると思われまます。

先ほど言及がありましたが、最高裁の検証報告や司法研究、これをもいかすと、加えてこれまで担当した事件の経験をいかすということで、裁判所の中では裁判員裁判を中心にどういう審理・判決を行うかについて常日頃から検討する場が多く設けられております。

例えば全国的には裁判官が会しての司法研修所の研究会であるとか、高裁単位での協議会、これも年に数回行われておりますし、各裁判所の単位でも頻繁に勉強会とか検討会が行われております。私の所属する東京地裁、これは大所帯ですので単に裁判員裁判全体についてということではなくて、例えば公判前整理手続の在り方、審理の在り方、評議の在り方、判決の在り方というふうに、問題点をもう少し分けましてプロジェクトチーム等を立ち上げて、

どのように内容を充実させていくか、一方で期間がかかっているとすれば要因は何であってどういうふうに対処すべきなのかと、ここら辺について実際の事件、取り扱った事件を素材にいたしまして現状分析や提言を行って、裁判官の全体的な会合だけではなく部単位での検討であるとか階層別の討議と、こういったものも重ねております。

やはり施行からそう経っておりませんので、特に裁判員裁判に関しましてはこれらの検討が今後とも継続的に行っていく必要があるもの、それを順次、次に引き継いでいく、こういう必要があると考えております。

このほか、最近法曹三者による勉強会であるとか、あるいは法曹三者が裁判員経験者からいろいろお話を聞く意見交換会なども定期的に行われております。この法曹三者による勉強会については私少し思うところがございまして、私、平成8年の新民訴のときには民事裁判を担当しておりまして、そのときはどういうふうにやっていったらいいかということで、裁判所と弁護士会と頻りに勉強会、協議会を行って準備をしたというのを経験いたしました。それから比べると、やはり刑事手続というのは従前は三者の立場の違いというほうにクローズアップがされて、余りなかなかそういう勉強会、検討会の機会もなかったのですが、平成21年に裁判員制度導入ということで、その準備に向けてかなり法曹三者、裁判所、検察庁、弁護士会、これがかなりいろいろな協議だとか勉強を重ねてきたという、それが今に続いていると、こういうふうに感じております。

また、公判前整理手続、これは若干民事の弁論準備等のような準備手続に似ているところがございまして、ここら辺で三者の協力をしなければならないという意識が醸成されていることもあるのではないかと考えております。

このような背景の中で、裁判所、ほかの法曹三者も含めてですけれども、運用面の工夫を行っているということで申し上げました。

以上でございます。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

前回に引き続き、いろいろ運用面での具体的な御紹介を頂きましたけれども、これらについての評価なども含めて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、大谷委員。

**○大谷委員** 前回と重複する所も多々あると思うんですけれども、そもそも刑事訴訟法第1条に、適正かつ迅速な刑罰法令の適用実現ということが、正にこの刑事手続の目的なんだということがうたわれていまして、迅速な刑事裁判の重要性については昔から言われてきたところです。ただ、それが本当に身近なものとして意識するようになったのは、やはりこの迅速化法、これが出来たということが一つの大きな柱になっていると思います。

また、裁判員裁判自体は裁判の迅速化を直接目的とする制度ではないんですけれども、この導入が裁判の迅速化に与えた影響というのはやはり大きいように感じています。その前提となる公判前整理手続、これは別に裁判員裁判に限った話ではないんですけれども、これを適切に進めることにより迅速な裁判が実現するという、そういう関係があるのと同時に、裁判員裁判は一般市民の方に来ていただいて裁判をやっていただくわけですから、当然その負担の軽減ということを考えざるを得ないわけです。

昔からベストエビデンスというようなことはよく言われていたんですけれども、実際自分たちがやっていた頃のことを振り返ると、必ずしもそうではなかったのかなという面があり



ます。幾重にも重厚な立証をするということがたくさん証拠を出してというようなことがままあったのかなという思いがしますが、やはり裁判員裁判ではそういうわけにはいかず、この事実を立証するためにこれが最良の証拠であればもうそれだけで立証するという、そういう意識がかなり浸透して、それは多分裁判員裁判以外の事件にも影響を大きく与えているのかなというような気がいたします。

それは証拠の厳選ということとともに、ポイントを絞った争点の設定ということ、これをやはりかなり意識するようになりました。争点が増えれば増えるほど当然その争点について立証を要する部分が増えて、そのために公判は延びることになりますが、本当に必要な争点だったのかという点と必ずしもそうではないだろうというようなものも以前にはままあったように思います。その辺りもかなり意識して争点を絞って証拠を厳選して、その結果審理期間が短くなるという、これはやはり裁判員裁判を導入した効果であったんだと思います。

前回もお話したように、制度や、手続で、新しいものが出来たときにその習熟度を高めるということが恐らくすごく大事になってくるんだと思います。先ほど裁判所の中のいろいろな取組をお話しされましたけれども、これからの時代を担っていく若手検察官の指導が一番大事なのかなということで、ちょっとその辺りのことを御紹介させていただきます。ここ数年、検事に任官した者、大体12月の下旬頃に任官するのですが、この全員について、法務総合研究所という法務省所管の研修所に入れまして、翌年の3月までですから約3か月強ですか、そこで検察官としての基本的な知識やスキルを身に付けさせるということをやっています。昔は捜査と公判とあると、どちらかという点で捜査にウエイトを置いていたように思いますが、今は完全に捜査と公判、イーブンというんでしょうか、公判に関する点についてももしっかり教育していくということになっています。その3か月ほどの研修中ですが、やはり公判にウエイトを置いた講義であるとか演習であるとか、そういうことをかなりやっています。

その次の年の4月からは新任検事という点ですけれども、今の仕組みでは東京地検か大阪地検に1年配置することにしていて、必ず半年捜査、半年公判をやらせるという、そういう形でいわゆるOJT、オンザジョブトレーニングというやり方で公判のスキルを身に付けさせる。そして、1年が過ぎますと、地方の検察庁へ2年出て、これは俗に新任明けといっている点ですけれども、そこで実際の仕事を通じていろいろな指導を受けます。そして、その間に3週間程度ですか、先ほどの法務総合研究所へ来て研修を受けさせるというようなことをやっています。最終的には、これはA庁検事といっている点ですけれども、やはり東京とか大阪とか横浜といった大都市部にある検察庁へ集めまして、2年間A庁検事として指導します。このトータル5年間で検察の中ではいわゆる指導教育期間という位置づけをしています。そのA庁検事も2年のうち1年は捜査、1年は公判ということで、必ず半分は公判をやらせるという、そういう形で今、若手検事の指導教育をやっているところです。

制度や、手続が幾らよくなっても、まずはその正確な理解がなければ駄目だろうと、そういう制度や手続の正確な理解を踏まえた上で、それを踏まえた適切な運用をしていく、公判活動のスキルアップを図るという、そういう観点からの指導教育にかなり力を入れているというのが現状です。

個々の事件で言いますと、先ほど大野委員からも言われましたように、必ず裁判員裁判が終わった後は、私がおりました前任庁でもそうですけれども、法曹三者でやはり勉強会みた

いなものを作って、法曹三者でそういった有益な情報やスキルを共有していくという、それは多分全国的な動きになっているのではないかと思います。

やはり情報の共有というのはすごく大事で、ある場所でこういう取組をやったら非常にうまくいった、迅速化に資した、あるいは非常に分かりやすい公判になったという、そういうものはやはり集中的に情報を集約して、全国全ての検察官が共有できるような、そのような取組というのでしょうか、そういうこともやっています。

そういうことで、制度自体の習熟度を高めていくということが今後より重要になっていくのかなと思います。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

前日も習熟度の点は御指摘ありましたが、研修あるいは法曹三者での勉強会ということの重要性を御指摘いただいたと思います。

どうぞ。

**○二島委員** では弁護士会の関係で、二島のほうから簡単に。

先ほどお話に出ましたとおり、裁判員裁判の導入に伴って法曹三者の協議会がこれまで以上に活発に行われるようになっておりまして、これは確かに立場の違いはそれぞれあるのですけれども、意見交換できるようになったというのはとてもいいことだと私自身は考えております。

さらに、裁判員裁判で顕著なのが、裁判員の方が、弁護人から何で量刑意見が出ないんですかというような質問を、経験者あるいは模擬裁判でかなり受けるようになりまして、確かにそうだねということで、弁護人はこれまで8掛け司法といわれていて検察官の求刑意見があれば、きちんとした量刑の事情を話しておけば8割ぐらいのところでは判決が出るからというようなことで、やっている弁護人も多かったとは思いますが、それではやはり駄目だろうと、やはり情状についてもきちんと勉強して弁護士としての量刑意見までを出すまではやっていかなければならないとなっています。

今、量刑データベースというものを、多分検察庁は検察庁で、裁判所は裁判所で最高裁が構築しているんですが、それらとは別に私どものほうで作っておりまして、日弁連では2か月に1度はその勉強会を開催して、量刑データベースのデータを蓄積するだけではなくて、裁判員裁判の量刑の動向を各地の弁護士会でも共有できるようにしていきたいとやっているところであります。

私どもで一番、新規の立法で評価しておりますのは、やはり被疑者国選制度の導入というのがございまして、なかなか自白事件につきましては短くしようがない部分があるというのは前回御説明したとおりなんですけれども、やはり人権の観点、それも被疑者段階で被疑者の方の相談相手になる制度というのが作られたことは、少なくとも適正充実な手続という面では非常に意味があることかなと考えておりまして、もう少し拡充していただきたいなというところがございます。

そのほかにも日弁連では研修制度、特に刑事関係は、少年法の委員会の関係等と、いろいろとばらばらにあったものを、今統一的な研修制度でやろうということで努力しております。これまで以上に若手の弁護士の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

これまでのところで制度面、運用面のそれぞれについていろいろな御指摘があったと思いますが、あとは、よろしいでしょうか。

それでは、家事のほうに移りたいと思いますが、先ほど小林参事官から制度面の取組について御紹介がありましたので、これを踏まえて家事事件に関する運用面の取組について、いかがでしょうか。

では、佐々木関係官、お願いします。

**○佐々木関係官** 私からは現在家庭裁判所で行われております家事調停に関する運用につきまして御紹介したいと思います。

現在、家庭裁判所では家事事件手続法が昨年1月に施行されたことを踏まえまして、家事調停の充実に向けた取組が行われているところでございます。

家事事件手続法では、当事者への手続保障や手続の透明性の強化が主な柱となっておりますが、家庭裁判所の中心的な紛争解決手続である家事調停においても、この新法の趣旨を踏まえた調停運営を行い、事案に即した柔軟でかつ当事者の納得できる解決を図っていくということが重要だと考えられます。

新法が制定されるに至った背景事情を更に考えてみますと、従来の家事事件では家庭裁判所の幅広い裁量の下、当事者の感情面や家庭内のプライバシーへの配慮を重視しつつ、可能な限り互譲による解決を図ってきた面がありました。近年は、個人の権利意識の高揚や家族形態の変化などの影響を受け、家庭内の紛争であっても、当事者の主張の機会を保障した上で裁判所の法的な見解を示していくことが求められるようになってきました。こうしたことが新法の制定の背景にあるのではないかと考えられます。

こうした理解からいたしますと、新法の規定を適切に運用するとともに、その趣旨を踏まえた調停運営、具体的には当事者の言い分と紛争の実質的な対立点を的確に把握し、これを当事者双方と共有した上で法的観点及び紛争の実情を踏まえ、適切と考えられる解決の方向性を念頭に置きながら当事者の双方に主体的な紛争解決を促すような調停運営が求められると考えられるところです。

そして、こうした調停運営を実現するには、家事調停における裁判官の関与がこれまで以上に重要になってくると考えられます。他方、家事調停は裁判官だけが運営するのではなく、裁判官と調停委員とで構成される調停委員会による運営を原則としております。その中で調停委員は豊富な社会経験と健全な良識を手続に反映するという重要な役割を担っているところであります。

そこで、各家庭裁判所では裁判官と調停委員の役割分担を意識しつつ、庁の実情を踏まえながら、事案や手続の場面に応じて裁判官が調停委員と必要な評議を行うようにするなどして、裁判官の効果的な関与により、新法の下で求められている調停運営を実現するための実務運用の在り方について検討し、取組を進めているところでございます。

なお、第1回の報告、検討会の際にも御紹介申し上げましたが、現在第6回の検証を並行して続けているところでございますが、この新法が施行されて初めての統計データが明らかになるということもございますので、家事事件手続法の施行も踏まえて家事事件全般を視野にして、充実した調停審判に向けた実務運用を主なテーマとして検討するというところを考慮しているところであります。

私からは以上です。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

ただいま家事調停の運用面についての取組の御紹介がありましたけれども、ほかの委員はいかがでしょうか。

どうぞ。

**○中尾委員** では、簡単に。家事事件手続法の施行に伴う家事調停の運用面の変化という点ですが、必ず調停委員や裁判所のほうから、「家事事件手続法が施行されたので」という前置きの説示がされた上で、裁判所のほうが積極的に関与する姿勢を示すようになったというような変化が徐々に出てきているということと、運営の方法も何が一番の争点なのかということと、今までは割合そこを曖昧のままに進めるようなところがあったんですけども、そこを睨みながら言い分を引き出したりとか書面を出したりとかということ、我々弁護士から見てもこの「家事事件手続法が施行されたので」という前置きの下での意識改革という側面が徐々に調停の実務でも出てきているのではないかと。それはある意味でこれから注目すべき変化だと思っています。非常にいい方向の意識変化が顕われてきているのではないかと思います。

ただ、前回も申し上げたとおり、家事事件が今急激に件数が増えていて、一件一件が複雑・困難化、先鋭化をしていることは間違いございません。やはり物的施設の面で調停室が少ないために、一回一回の期日がなかなか入らない。1か月で入るところが今は2か月になったりとかいうところも、全国的に出てきていますし、控室がやはり少なく狭いものですから、控室に入り切れない当事者が外で待っている。私、午前中東京家裁で調停をやってきましたんですけど、廊下に立っているんですね。そういうのが、こういう大都市部だけでなく全国的に大きな問題になっていますので、家事調停含めた家庭裁判所の機能強化の側面から、人的な態勢はもとより、物的な施設の拡充に更に取り組んでいただきたいと、そういうのが実情でございます。

**○長谷部座長** ありがとうございます。この問題は今後の課題であり、また喫緊の課題なのだと思いますけれども、ほかの委員はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これまで制度面、運用面の双方について、特に裁判所内及び法曹三者のいろいろな取組など御議論いただきましたけれども、迅速化に向けた取組としましては、社会基盤の整備に関する取組、あるいは社会全体での合理的な紛争解決を実現するための種々の取組と、これは先ほどの御議論の中でADRというようなことも出てまいりましたけれども、そういったことにつきまして、また御議論いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、久保委員。

**○久保委員** その前に、人的基盤の整備について、ちょっと気になることがございますので、質問を含めた意見を申し上げたいと思うのですが。

いわゆる裁判迅速化のための施策の在り方を検証した報告書、先ほど中尾委員も触れられましたけれども、平成23年の施策編ですね、その初めのほうの部分、15ページから17ページぐらいだろうと思いますが、やや気になる記述がございました。

まず、相当数の裁判官が、あるいは弁護士が、多数の事件を抱えて多忙であるということ指摘した上で、ちょっと読み上げますと、「裁判所及び弁護士の執務態勢等の要因が裁判の長期化要因となっている可能性が高い」と、「高い」というふうに言い切っているわけですね。ちょっと、おやという感じがしたわけです。といいますのも、最近の流れとしては法

曹人口の急激な増加で若手弁護士の就職難が言われ、法曹の活動領域の拡大に力を入れている。今回の記述がこうした流れや動きとどう関わってくるのかということですね。恐らく一部の裁判所とか、特定の弁護士に仕事が集中しているのかなと、あるいは弁護士の地域的な偏在が依然として解消されていないのかなというふうなことをいろいろ考えるわけですが、できればこの記述をされた最高裁の御意見をお聞きしたいと思うんです。

いずれにしても、法曹の人的基盤の整備というのは、最近の財政状況の厳しさとか公務員を取り巻く情勢の厳しさの中で、なかなか難しい問題ではあろうというのは理解しておりますけれども、国民の権利に直接関わりのある司法の人材ですので、基盤整備法としての迅速化法の建前からしても、今が踏ん張りどころではないかと思います。外部からメールを送る意味でちょっと質問させていただきました。

○長谷部座長 法曹人口の問題と申しますか、あるいは弁護士の執務状況についてでしょうか。

○久保委員 何かあの記述を読みますと、裁判所及び弁護士の執務態勢等の要因が裁判の長期化の要因になっているというふうなことを、可能性が高いというふうにこう言っているわけですね。これはどういう意味なのか。徐々に解消しているというふうには理解しているんですけれども。

○長谷部座長 なるほど。では、その意味する所を少し具体的に、では、中尾委員お願いします。

○中尾委員 弁護士をめぐる状況というこの社会的基盤の整備に関する取組ですけれども、先ほど久保委員がおっしゃったのは弁護士へのアクセス、司法アクセスに関連するような御質問だったと思うんですが、全般的な弁護士をめぐる状況について御説明したいと思います。

弁護士の態勢整備の観点から言うと、この間、弁護士人口の急増によって全国的に司法アクセスの拡充とか容易化を推進するための人的基盤整備、これが進んだことはやはり大きいと思います。2013年3月末現在で弁護士数は3万3,624人、この10年間で70%を超える増加率になっております。その増加傾向は大都市部だけでなく地方の中核都市にまで及んでおります。200%増の弁護士会が十数会ありますので、かなり急激にその増加の傾向が全国的に及んでいるということが言えると思います。

日弁連、弁護士会は1990年代から現在まで約20年にわたり、弁護士過疎・偏在解消に取り組み、2014年2月現在でいわゆる「弁護士ゼロワン地域」というのが解消しております。過疎解消のために日弁連が設置したひまわり基金法律事務所、これは110か所を超えており、全国の弁護士会が設置した法律相談センターが370か所を超えております。この間、増加した若手弁護士層から日弁連、弁護士会の公設事務所あるいは法テラスのスタッフ弁護士が生まれており、その弁護士層の多くが法テラスの契約弁護士として民事法律扶助事件に関与するほか、刑事の分野では先ほど御紹介のあったこの間拡大された被疑者国選弁護制度を支え、裁判員裁判を担っております。

弁護士の活動領域の拡大との関連では、企業内弁護士が近時急激に増加しておりまして、自治体等への任期付公務員も着実に増加しております。また、消費者、高齢者、障がい者、労働者、外国人、貧困等のいわゆる社会的経済的弱者を対象とする収益性の乏しい分野についても、若手弁護士を中心にその活動を広げているほか、特に法テラスのスタッフ弁護士は各地の自治体、福祉、消費者等の関係機関との連携関係を築きながら、「アウトリーチ」とか、あるいは「司法ソーシャルワーク」といわれる先駆的な活動を展開しています。

さらに、2011年3月の東日本大震災や福島原発事故の際には、日弁連、弁護士会だけでなく様々な弁護士グループが被災地に入り、多彩な法律相談活動を繰り広げておりましたが、その実働を担ったのはこうした若手弁護士層でした。また、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆる原発ADRには、こうした弁護士層を中心に多くの弁護士が調査員、仲介委員として関与しております。

このように、弁護士人口の増加ということは、いろいろな面での前進面を引き出しており、先ほど久保委員のおっしゃった弁護士の繁忙度というのも制度的には全国的に解消されているのではないかと。御指摘の施策編の「弁護士の執務態勢」に関する記述は、「特に、地方部では」という前提付きのものですけれども、全般的にはその辺りはかなり改善されていると見ております。

ただ、課題も山積しております。弁護士へのアクセスの容易化は弁護士の増加だけでは達成されない。市民にとって弁護士の敷居はまだ高く、心理的な距離感もまだまだ存在しております。特に司法過疎地といわれる地域では、弁護士に相談すること自体をちゅうちょする意識が根強く残っております。東日本大震災の被災地でもその傾向が見られ、そのため弁護士自らが積極的に仮設住宅を回り、相談事件を掘り起こすなど、「アウトリーチ」のスタイルの重要性が再確認されております。

弁護士と市民との間に存在するこうした「心理的なバリア」、これを克服するための弁護士情報の開示とか、あるいは広報活動の取組が今後重要になってくるのではないかと考えております。

また、医事、建築、知財などの専門的、先端的事件に精通する弁護士の数も依然、圧倒的に少ない状況です。海外展開や国際化する事件を担う弁護士も同様でありまして、専門的知見を高めるための研修を含めた取組が、弁護士会の現在重要な課題になっております。

また、弁護士の活動領域の拡大もまだ限定的であるので、企業、自治体、その他関係機関との連携等に加え、弁護士の費用面を支える民事法律扶助とか、弁護士保険等の社会的基盤の整備、これと連動しながら拡大のための取組を多方面で今後展開していく課題が残っているのではないかと考えております。

以上です。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

どうぞ、二島委員。

**○二島委員** 中尾委員のおっしゃったとおりなんです。先ほどの久保委員の御質問で、このデータブックが出来た時点が23年7月になっておりまして、前提とするデータが大体22年ぐらいのデータになっております。そうしますと、今が26年ですから、ちょっとこれは先取りの議論になるんですけども、弁護士がその当時の数と今の数でどうだという議論をしておかないと、ここでの分析がちょっと私は古いかなという感じはしております。

もう一つが、事件の質の問題がありまして、ちょうどこのブックが出た頃が過払金のピークになっております。そうしますと、弁護士の世界でも過払金、裁判所の負担はすごく重かったのですが、逆に言いますと弁護士はそれである程度潤っている方もいらっしゃるんですけど、その部分がなくなったというのは若い弁護士とか、あるいはそれで生計を立てていた弁護士にとっては、今現在どうだというのはこれからやはり分析をしていかないとどうかなというところがございます。

ですから、一般市民の観点から言っても、この当時と4年後の今時点でどの程度アクセスが改善したのかということは、やはりもう一回見直さなければいけないかなとは考えております。

以上です。

**○長谷部座長** ただいまの御説明、久保委員よろしいですか。

では、佐々木関係官。

**○佐々木関係官** 裁判所のほうからは、この間の裁判官の人的態勢の整備がどうだったかということをお少し御紹介申し上げたいと思います。

裁判所では、これまでも事件動向などを踏まえまして、着実に裁判官の増員を実現してきたところをごさいますして、平成14年からの10年間で約600人を増員し、その後も平成24年度は30人、平成25年度は32人の増員をしてきたところであります。

裁判所としては、今後も一層適切迅速な裁判の実現を図っていかなければならないと考えておるところをごさいますので、事件の動向、内容の質的などところも含めてということだとは思いますが、事件の動向などを見ながら今後も計画性を持って体制の整備に努めていく必要があるのではないかなと考えているところです。

**○長谷部座長** よろしいでしょうか。

あとはいかがでしょうか。先ほど企業内弁護士のお話も出ておりましたが。

どうぞ。

**○大野(顕)委員** 私どもの会社は、昭和の時代から日本の弁護士資格を持っている方がいらっしやいまして、そういう意味では企業内法務として法曹資格者をも擁した会社としては歴史が古いということがあるのでございますけれども、その後、別に採用しない方針をとっていた訳ではなかったのでございますけれども、なかなか採用しようと思っても難しかったということがあります。それから、旧試験の時代で大分人口が増えてきた頃でも、採用したけれども結局その後辞めて弁護士事務所に移ったというような事例もあって、どうしてもそういうことがありますと採用を躊躇するところがありました。その辺は結局弁護士さんのほうの意識の問題として、企業で働くということが、何かランクが落ちるといふか、あるいは今までの苦労とか投資に見合わないと思われるのか分かりませんが、余り良しとしない、そういう雰囲気が見て取られたところをごさいますして、そういう状態で実際に入ってこられても、必ずしもバジがあるかどうかというのは関係ない仕事がたくさんございまして、そういう意味でちょっと難しいなということが割とあったのでございます。

ところが最近では、やはり企業内弁護士が相当増えてきているという中尾委員のお話もあったのでございますけれども、実際、では採用を検討してみようかということをお、実はもう始めております。ただいま現在は日本の有資格者が1名、ついでに言いますとアメリカの資格者が3名ほどおるのでございますけれども、実際、採用活動を始めてみると、本当に企業で働きたいとおっしゃっている方も結構実はいらっしやるということがわかりました。それから、英語ができない人が多いですよという話も聞いていたのですが、蓋を開けてみると結構優秀な方もいらっしやるということで、学部卒に比べてやはり元々ポテンシャルが高いということで、これは考えを随分改めないといけないなと思っているところをごさいます。

やはり日本の企業法務は、今まで法曹資格がない者がずっとやってきたのでございましてけれども、別に資格がなかったからどうかというところ、それほど問題は無かったようには思ふの

ですが、一つは企業活動がグローバル化する中で、海外のグループ会社などで雇っている方というのは基本的には有資格者であるということ、そういう意味で対等に話がしづらくはなりつつあるのではないかとこともあります。それから基本的にはやはりポテンシャルという意味では非常に高いものを持っておられる方が多いのは間違いない訳でございますし、そういう意味では、今後は私どもとしても積極的に採用していきたいと思っておりますし、最近思っていますのは、10年後にはもう本当に様変わりするのではないかなというふうにも感じているところでございます。

そういうことで、できれば本当に海外と同じように、会社で働くか弁護士事務所で働くのかというのは一つの選択肢、単なる選択肢で、あるいはキャリア、あるいはその人生設計の中の一つの選択肢として、別にどっちが上であるとか下であるということはないというふうなことに意識の面で変わってくれば、企業としても法曹有資格者をより活用しやすくなるのではないかなと思っているところでございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございます。

どうぞ。

**○二島委員** その点に関しましてよろしいですか。若手法曹の意識という点ですが、明らかに変わっておりますし、私も修習生を預かったりとか教えたりとかいうことをまだやっておりますけれども、数年前とは本当に大違いでして、もう明らかに企業のインハウスというのは一つの選択肢になっておりますので、是非とも行きたいとか、そちらのほうの少し経験させていただいてまた独立したいとか、あるいは独立した方がやはりインハウスがいいとかいう方が非常に増えていますから、多分企業としても選択の対象は明らかに現時点で増えていると思っております。

それと、法律事務所と企業との関係も、大手企業ですと顧問弁護士を幾つか依頼するところがあったんでしょけれども、インハウスが増えるにつれて、各企業においては顧問弁護士というよりも、もうスポットでスペシャリストを頼むというような傾向が少しずつ出てまいりまして、弁護士と企業との関係も微妙に今は変わっているかなという感じはしております。

以上です。

**○長谷部座長** ありがとうございます。これらの点も、法曹養成制度改革として法科大学院制度が発足して、点ではなくプロセスとしての法曹養成をやっていくという、方針転換の影響があるのかなと思いますけれども、そうした点も含めまして、これまで制度面及び運用面について審理の適正、充実あるいは迅速のための種々の取組が行われていると、その成果も表れているように伺いました。

社会基盤の整備という点でも、今御指摘いただいたような新しい傾向が生じてきていると、全体として先ほどポテンシャルとおっしゃいましたけれど、能力の高い人が法律知識を持って紛争処理に当たっていくという、そういう態勢が出来つつある、あるいは拡充されつつあるのかなという感じがいたしました。

基盤整備としての迅速化というのは、ここまで行けばよいというような明確なゴールがあるものではありませんので、今後も長期的にといいましょうか、長く取り組んでいかなければいけない問題であるのかなと思います。そういった点で、関係諸機関におきまして、制度面、運用面、また社会基盤の整備の面について、長期的な視点で種々の取組を継続されてい



くと、現在進められているものを更に拡充していくというような形で検討されるべきであるというふう感じた次第でございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次に論点整理の第3の迅速化法の展望という所に入りたいと思います。

まず、事務局から論点の説明をお願いします。

**○鈴木参事官** それでは、御説明いたします。

資料1の5ページ、「第3 迅速化法の展望」、この部分の四角で囲んである部分を御覧ください。ここで御議論いただきたいテーマといたしましては、迅速化法の基盤整備法としての役割や、迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果から、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性についてどのように考えるのかということでございます。

これまで御議論いただきましたとおり、迅速化法は充実した手続の運用だけではなく、これを支える制度・体制の整備によって迅速化を実現しようとする基盤整備法としての性格を有しているところでございます。この点を踏まえつつ、今後、迅速化法の定める基本的枠組みを維持することについてどのように考えるのか。

また、既に検討いたしました迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果を踏まえまして、最高裁が2年ごとに検証を行うという枠組みを維持することについてどのように考えるのか。

そして、以上を踏まえまして、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性についてどのように考えるのかという点につきまして、御議論いただければと思います。

以上です。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただいた点につきまして、まず第1の点でございますけれども、迅速化法が基盤整備法であることを踏まえつつ、今後、迅速化法の定める基本的枠組みを維持することについて、どのように考えるかという点につきまして、御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

では、中尾委員。

**○中尾委員** 私、これまで10年間、そして現在、最高裁の検証検討会の委員をやっている、その実感から意見を申し上げたいと思います。

民事の関係で申し上げますと、前回、今回申し上げているとおり基盤整備法としての迅速化法の意義は大きくて、私自身の実感としましてはますますその意義は高まっていくことは間違いないと思っています。

加えて申し上げますと、迅速化法の仕組みなんですけれども、迅速化法は最高裁による検証結果、これを適切に活用しつつ必要な施策が実施されて、それを反映した結果が再び最高裁によって検証されて、更にその検証結果を反映した施策が実行される、そういうサイクルの仕組みになっておりまして、そういうサイクルによって迅速化を促進するというのが基本的仕組みになっております。

その観点から申し上げますと、10年間にわたって行われた最高裁の検証結果を踏まえて、各界、関係機関で制度・運用面、体制面の施策に対する検討、実施が行われて、それを反映した結果が更に今後の最高裁によって検証されるというサイクルを今後とも実現していかなければいけないと考えております。その意味からも、迅速化法の意義は今後も変わらないと思っています。

このように最高裁の検証が言わばエンジンとなって基盤整備を進めるという迅速化法の基

本的枠組みの必要性、重要性は今後一層高まると考えております。

○長谷部座長 ありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょう。よろしいですか。

迅速化法の定める基本的枠組みについては、今後もこれを維持することが必要であるという御意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、2番目の点でございますけれども、最高裁判所の検証結果を踏まえ、最高裁判所が2年ごとに検証を行うという枠組みを維持することについて、この点についてはいかがでしょうか。

○中尾委員 先ほどの委員としての実感を踏まえてなんですけれども、1年ごとというふうになりますと統計データの集計・報告面では司法統計年報と実質的に変わらないということになりますし、そういうデータの集計・報告のほかに、それを分析・検証しなければいけないという、その作業があると。そうしますとやはり1年では足りない。

さらに、この間行われた実情調査、これが今後とも必要性、重要性が高まってくことを考えますと、やはり1年では足りない、やはり2年必要だということになると思います。

では、3年ではどうかということなんですけれども、3年に延ばしますと先ほど統計データとか、あるいは実情に関する検証の時期に即応したメリットというのがやはり後退するおそれがあるというふうな実感を持っておりますので、現在の2年間というのは非常に合理性があつて穏当かなと、これを変える必要はないというのが実感でございます。

○長谷部座長 ありがとうございます。

では、久保委員。

○久保委員 この2年に1度の報告書なんですけれども、本当にざっとですけれども読ませていただきまして、非常に興味深いといえますか勉強になりました。同時に感じたのは、随分手間暇が掛かるだろうなということです。2年に1回、3年に1回、まあどういうペースがいいのかというのはよく分かりませんが、できれば今後とも続けていただければと思います。

特に社会的要因の分析なんですけれども、ほかに余り例がない貴重な作業だと思います。グローバル化とか複雑多様な社会の中で、国民意識がどんなふうに変化してどこに向かうのか、あるいはそれが今後の裁判とか紛争にどう反映するのかというふうなことは、非常に興味のあるところではありますが、最高裁がその社会的要因の調査を行うというのは、最高裁本来の仕事に沿うかどうかはよく分かりませんが、長く続ければそれだけその貴重なデータも蓄積されると思いますので、これもお続けいただければと思います。

○長谷部座長 ほかの委員はいかがでしょう。

どうぞ。

○川上委員 先ほどの中尾委員の御説明で、なるほどと納得いたしました。長谷部座長からもございましたが、迅速化法の検証作業はゴールがない作業だと思います。最高裁の検証結果をエンジンとしてというお話がございましたが、日本の国の司法制度が続く限り未来永劫にこういう見直し作業、特に現在の日本の社会は非常に大きく変わりつつあります、そういう時代ですから、この作業を続ける必要性は非常に高いと思います。そして、そのスパンはどれくらいがいいのかというと、2年が適当ではないかという御指摘がありましたけれども、現行どおり2年間が適当だと考えます。この法律の名前は迅速化法ですけれども、迅速化が

主目的ではないわけです。私もそこら辺の認識が深まってまいりました。その意味で今出ました御意見に賛成いたします。

○長谷部座長 どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 皆さんおっしゃっているように、私も賛成、基本的には2年ごとに検証を行うというのに賛成なんです。ただ、大変な分量でございまして、一般市民の感覚からこれを拝見すると、読むのがとても大変です。やはり読まれなくてはいけないと考えたら、もう少しダイジェストしたものを、これはこれで作って、周知版みたいなものを例えばホームページに掲載するなり何なりというような形でなされるほうが、よりたくさんの方に読んでいただけて、有意義な作業を社会に還元できるのではないかと思いますので、御一考いただければと思います。

○長谷部座長 なるほど。いかがでしょうか。

佐々木関係官。

○佐々木関係官 大変貴重な御指摘を頂きまして、ありがとうございます。

報告書に関しましては、最高裁のホームページにも掲載しているところでございまして、あと法律雑誌などにも一部抜粋版という形で掲載をしてもらっているところもございます。ただ、なかなかそれが十分にPRする機会があるいはなかったのかもしれないと思っております。様々な角度から頂いた意見を踏まえながら検証してきたものでございまして、より多くの方に知っていただけるように努めてまいりたいとは考えております。

○長谷部座長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日も大変、活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

論点第2、第3についての本日の御議論を通じまして、迅速化法が基盤整備法であること、迅速化法が出来たことによって、例えば裁判員裁判に対するその影響というのもありますし、また、裁判員裁判が導入されたことその他の事件における迅速化への影響など、いろいろなことが刑事の分野ではあるといった御意見があったと思います。

民事については、迅速化法制定以前に争点整理ということを現行民事訴訟法の下で進めてきたわけでありまして、その運用もかなり進んできているということで、ただ、これも先ほど申しましたけれども、これは終わりがあるものではなくて長期的に継続して取り組んでいかなければならない。とりわけ、若い次世代の法曹に向けていろいろな知識あるいは技能を継承していくことが非常に重要だという御意見もあったと思います。

それから、家事につきましては人的物的設備の整備が非常に重要であるという御指摘も頂きました。これも、迅速化法が基盤整備法であるという観点から、今後も検証を続けていく必要があるという論点であるかと思えます。

さらに、社会的要因につきましても、今日本の社会がかなり急激に変わりつつある時代であって、国民の意識も変わっておりますし、制度を担う法曹のいろいろな考え方も随分変わっていると、その環境も変わっているという、そういう状況でありますので、これらの点についても今後検証を続けていく必要があるという御議論であったと思います。

そのうえで、最高裁判所が2年ごとに検証を行うという、そういう枠組みを今後も維持し、かつ、国民に周知しやすいような形を工夫していただくという、そういう御意見が本日頂けたと思っております。

最高裁の検証は非常に充実した詳細なものでありまして、かつ、多角的に検証がされているという意味で、非常に貴重なものであると思います。

先ほど期間が2年という点はどうかということをお聞きしましたがけれども、やはりいろいろな理由で2年というのは適切であろうということで、今後2年間、取り組まれる、まとめられる皆さんは非常に御苦労が多いとは思いますが、今後も継続していただきたいと思いますという、そういう御意見であると感じました。

今後も、法曹の間でさまざまな意見交換等を通じて、こういった迅速化の基盤整備ということに努めていくと、これももちろんでありますけれども、法曹だけでなく、例えば国民生活センターでありますとか、あるいは企業の方、それから報道関係の方にも司法制度についての知識あるいは情報を普及していただくということで、是非御協力いただきたいというわけです。こうした関係諸機関の連携と議論を深めることによって、更に取組が継続され、深まっていくことが期待されるというように感じておる次第でございます。

これまでのところで何か、追加される御意見等ありましたらどうぞ、頂ければと思います。よろしゅうございますか。

それでは、まだちょっと時間はありますけれども、よろしいでしょうか。では本日はここまでとしたいと思います。

当初の予定ですと、本検討会は次回で最終回ということになりますので、次回は、これまでの検討結果の取りまとめの作業を行うということになるかと思っております。

取りまとめに当たりましては、これまでに委員の皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、私とも相談の上、事務局において叩き台を作成し、これを基に皆様に御議論をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そういうことで御了解いただきましたので、次回の予定について、事務局からお願いいたします。

**○鈴木参事官** 本日はどうもありがとうございました。

次回でございますが、現在各委員の皆様の間で日程調整をさせていただいているところでございますが、もう少しお時間を頂ければというふうに考えております。

開催時期といたしましては、5月下旬から6月にかけての期間で今、開催の予定を調整しておりまして、日程が決まり次第、追ってお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

それでは、本日も活発な御議論どうもありがとうございました。次回もよろしくお願ひ申し上げます。

—了—